2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県蒲郡市一色町北山七の一、一八の二、金平町岩上一の九、上ノ坊一三の三、牛転一二の二・一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一、一四の三から一四の六まで、形原町西稲荷一八の一九（次の図に示す部分に限る。）、一八の二一、五井町山田八九の三七九、八九の三八二、八九の三八三、八九の五〇〇、坂本町深山二四の九五、二四の九六、二四の一〇三、二四の一〇八、二四の一二三、二四の一二八、二四の一二九、二四の二七、二四の二四四、二四の二六七から二四の二七〇まで、清田町小栗見二四の八一、二四の八七から二四の九〇まで、二四の九五、二四の九六、二四の一〇〇から二四の一〇二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び蒲郡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊川市萩町松葉三七の一（次の図に示す部分に限る。）、二六の一、二八の一、四〇の二、四八の二、四九の七、四九の八、市田町東堤六一の二、六一の七、六一の八、六一の三七、六一の五六、御津町金野国坂一〇三の二八から一〇三の三四まで、平尾町松脇三五の一・四五の二・四五の八から四五の一〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三五の二、四五の一二から四五の一五まで、上長山町本宮下一の三二八（次の図に示す部分に限る。）、一の三二九、一の三七九から一の三九一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県瀬戸市東町二五の一、西拝戸町一六の一（次の図に示す部分に限る。）、川合町三八の一・五四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八の四、三八の七、五四の一九、五四の三三、宝ケ丘町三六五の二（次の図に示す部分に限る。）、三六五の一、三六五の四、三六五の四四、四一六、若宮町一丁目二の一・三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、三六、八二の一、八二の四、一六五の一、一六六の一、上之山町三丁目二の六（次の図に示す部分に限る。）、二の一、二三七、上品野町一四四〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　愛知県西尾市吉良町宮迫御栗山一の五、一の七〇五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県西尾市吉良町宮迫御栗山一の一・一の五・一の一〇三・一の一九九・一の二九二・一の三六八・一の三六九・一の三七一・一の三七四・一の三七五・一の三八三・一の三八四・一の四〇六・一の四二〇・一の四二一・一の四五二・一の四五六・一の四八九・一の四九五・一の五五四・一の五五八・一の五六一・一の六〇三・一の七〇二・一の七〇五六（以上二十六筆について次の図に示す部分に限る。）、一の四、一の二五、一の二七、一の二九、一の九四から一の九六まで、一の一〇〇、一の一〇二、一の一九七、一の二〇九、一の二六一、一の二七一、一の二九〇、一の二九一、一の二九三、一の二九九、一の三〇二から一の三〇四まで、一の三〇八、一の三一〇から一の三一三まで、一の三二三、一の三二八、一の三八〇、一の三八二、一の三八九、一の三九二、一の四一九、一の四二三、一の四四四まで、一の四四六、一の四五五、一の四五八、一の四六一、一の四六八から一の四七〇まで、一の四七二、一の四八四から一の四八六まで、一の四九二、一の五〇一、一の五〇四、一の五四四、一の五四七、一の五四八、一の五五二、一の五五六、一の五五七、一の五七六、一の五八〇、一の五八三、一の五八四、一の五八七、一の五九四、一の五九八、一の六〇二、一の六〇五、一の六〇九、一の六一〇、一の六一三、一の六一五、一の六一六、一の六二六、一の六三〇、一の六八四、一の六九一、一の六九四から一の六九八まで、一の七〇一、一の七〇四、一の七〇六、一の七二二、一の七四九、一の七六七、一の七六八、一の八四六、一の八四七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び西尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）